市営菱屋西住宅敷地の有効活用に向けた サウンディング型市場調査実施要領

東大阪市 建築部住宅政策室 総務管理課 令和5年8月1日

1. サウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査(以下「調査」という。)とは

市有地等の活用検討の早い段階でその活用方法について事業者の皆さんから広くご意見をいただく「対話」を通じて市場性等を把握する調査のことです。この調査の利点として、市は事業の実現可能性や事業者の意向、活用に向けたアイデアなどを把握し、事業者がより参加しやすい公募条件を設定することができます。また、事業者についても、市の運営方針や考え方を事前に確認できるほか、事業者としての考え方を直接伝えることができるなどのメリットがあります。

2. 対象用地・施設の概要



	所 在 地	東大阪市菱屋西二丁目145番13(地番)						
	敷 地 面 積	1,317.62 m ²						
	用途地域	第一種中高層住居専用地域						
敷	その他の地区設定	準防火地域						
地条	建蔽率/容積率	60% / 200%						
敷地条件等	アクセス	近鉄大阪線及びJRおおさか東線「俊徳道駅」から東へ徒歩約10分 近鉄奈良線「河内小阪駅」から南へ徒歩約15分						
	接道	北側 : 市道(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号) 西側 : 市道(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号) 東側 : 市道(建築基準法第 42 条第 2 項)						
	名 称	市営菱屋西住宅						
既存	竣工年度	昭和 25年頃						
既存建物	階 数・棟 数	地上4階 地下1階・1棟						
	構造	鉄筋コンクリート造						

3. 調査の背景・目的

菱屋西の歴史は、昭和4年に出版された布施町誌によると、大阪市の一大発展と大阪電気軌道株式会社(現在の近鉄)の奈良線開通と相まって近郊沿線一帯の地に一脈の生気が吹き込まれ、大軌の姉妹会社が将来の住宅地を見越して菱屋西の土地一帯を買い取り、理想的住宅地とすべく、土地の区画整理を行い、道路を開通、川筋を改修し、現代向けの家屋を建築する等文化的施設を作り上げ、着々とその実現に向かって進展してきたとあります。さらに、菱屋西は土地高燥にして、明治18年の大洪水にも浸水被害を免れるなど住宅地としての要件を十分に備えている上に、交通機関の利便性、樟蔭高等女学校の設立、隣接する小阪町の発展等が益々急激な発達を遂げ、本市における心地良き高級住宅地としてたたえられ、ブルジョア階級の家屋の建築が日を追って盛んになっていったとされています。

また、長瀬川沿いの市営菱屋西住宅周辺エリアは、昭和13年から同45年まで長瀬川風致地区として指定されており、風致地区は都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境を形成することが目的とされていたことから、現在においてもその名残をとどめており、当該エリアは良好な住環境が維持されております。

これらの歴史的背景もあり、当該エリアは、市内において美しい景観形成がなされている数少ない地域のうちのひとつとなっております。

調査の対象である市営菱屋西住宅敷地(以下「当該地」という。)は、昭和25年より市営住宅として管理運営してきましたが、老朽化などの課題があったことから別の市営住宅に集約移転を行い、現在は閉鎖、当該地は東大阪市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止・売却用地として位置づけられていることから、当該エリアの特性を踏まえ、周辺住環境との調和を図ることのできる売却条件等について検討を行っております。

売却条件等の検討にあたっては、行政内部だけで検討するのではなく、民間事業者との対話の場を設け、市場の動向や活用アイデアを把握することが有益であると考えられることから、サウンディング型市場調査を実施するものです。

4. サウンディングの内容

(1)前提条件

- ・既存建物(市営菱屋西住宅)は、原則として利用者が解体・撤去・処分工事を行う。
- ・当該地全体をひとつの開発区域とし、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受ける。
- ・道路後退(整備)部については、開発許可申請手続きにおいて分筆の上、帰属とする。

(2)調査項目

「3.調査の背景・目的」の趣旨から、<u>当該地を戸建分譲事業用地とした場合における</u>、下記項目についてのご意見・ご提案をお伺いいたします。

- ①当該地の土地利用計画図
- ②分譲住宅1戸あたりの敷地面積
- ③実施スケジュール(開発許可申請手続き~開発工事完了~確認申請~販売までの大まかな流れ)
- ④その他

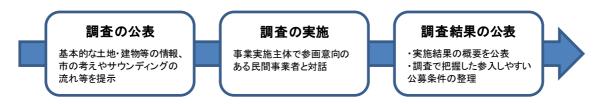
5. サウンディングの対象者

調査に参加できる者は、当該地の活用の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループとします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、参加を認めないこととします。

- ①無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及びその役職員又は構成員
- ②東大阪市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 30 日東大阪市条例第 2 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当する者及び同規定に掲げる者から委託を受けた者や関係団体
- ③公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6. サウンディングの流れ・スケジュール



内 容	日 程
実施要領の公表	令和5年8月1日(火)
現地見学会参加申込期限(希望者のみ)	令和5年8月16日(水) 正午
現地見学会の開催(希望者のみ)	令和5年8月17日(木) 10:00~11:00
質問受付期限(希望者のみ)	令和5年8月23日(水)
質問回答公表	令和5年8月29日(火)
サウンディング参加申込受付期間	令和5年8月29日(火)~令和5年9月14日(木)17:00
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和5年9月19日(火)
サウンディングの実施(個別ヒアリング)	令和5年9月25日(月)~令和5年9月28日(木)
調査結果概要の公表	令和5年10月頃

7. サウンディングの手続

(1)現地見学会の開催(希望者のみ)

日 時:令和5年8月17日(木)10:00~11:00

集合場所:現地集合(当該地)

申込方法:参加希望者は、令和 5 年 8 月 16 日(水)正午までに、【様式 1】申込シートに必要事項を記入の上、「9. 連絡先」に記載の担当宛にメールしてください。メールの件名は【市営菱屋西住宅サウンディング調査現地見学会参加申込】としてください。なお、参加できる人数は、1 事業者(グループ)3 名までとします。

(2)質問受付(希望者のみ)

本調査に関する質問は、【様式2】質問シートに記入の上、令和 5 年 8 月 23 日(水)までに「9. 連絡先」に記載の担当宛にメールしてください。メールの件名は【市営菱屋西住宅サウンディング調査についての質問】としてください。質問に対する回答は、質問者名を除き、質問内容とともに令和 5 年 8 月 29 日(火)までに市ウェブサイトで公表します。

(3)サウンディングの参加申し込み

申込受付期間:令和 5 年 8 月29日(火) ~ 令和 5 年 9 月 14 日(木) 17:00 申 込 方 法:ご参加頂ける方は、【様式3】エントリーシートに必要事項を記入の上、「9. 連絡 先」に記載の担当宛にメールしてください。メールの件名は【市営菱屋西住宅サウ ンディング調査参加申込】としてください。なお、個別ヒアリングは、1 事業者(グ ループ)あたり約 30 分を目安とし、参加できる人数は、1 事業者(グループ)3 名 までとします。

(4)サウンディングの個別ヒアリング

① サウンディングの日時及び場所の連絡

【様式3】エントリーシートに記載いただいた希望日時を実施日時(令和 5 年 9 月 25 日 (月)~28 日(木))の中で調整し、ご担当者様宛にメールでご連絡いたします。

- ② 前 提
 - ・調査は、対話を前提にしており、提案の審査をするものではありません。
 - ・対話にあたり、資料提出を求めるものではありませんが、説明のために必要な場合は、本市への提出分として資料を 5 部ご用意いただきますようお願いします。
- ③ 内容

当該地の有効活用の基本的な方向性は、「3. 調査の背景・目的」、「4. サウンディングの内容」及び前号のとおりであり、ヒアリングでは、主に次の項目についてご意見・ご提案を求めます。

- ア) 当該地を活用した事業アイデア(4. サウンディングの内容(2)調査項目①~④について)
- イ)当該地の活用に向けての自由意見(スケジュール、障壁になると思われる事項、本市に 求める条件など)

(5)サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、市ウェブサイトにて概要の公表を予定しています。なお、 参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ保護等に配慮し、公表にあたっ ては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

8. 留意事項

(1)費用負担

書類作成、現地見学会、対話等への参加に要する費用は、全て参加事業者の負担となります。

(2)参加事業者の取扱い

調査への参加の有無により、今後、当該地について公募や入札などが実施される際に、その評価について有利または不利になるものではありません。調査のなかで頂いたご意見は、当該地活用にあたっての売却条件等を検討する際の参考といたしますが、必ずしも売却条件等に反映されるものではありません。

(3)追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際はご協力をお願いいたします。

9. 連絡先

東大阪市 建築部 住宅政策室 総務管理課 担当 : 長谷川 ・森下

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号(東大阪市役所総合庁舎15階)

電 話:06-4309-3231 FAX:06-4309-3834

Email: somukanri@city.higashiosaka.lg.jp

表影	題 部	(土地の表示)		調製	平成14年4	月17日	不動産番号	1 2 2 0 0 0 0 1 2 8 1 2 7	
地図番号	余白		筆界特定	金金	自			Tour series	
所 在	東大阪市	菱屋西二丁目					余白	2004 1005	
① 地 番 ②地 目			③ 地 積 ㎡			m	原因及びその日付〔登記の日付〕		
145番	1 3	宅地			1 3 2 2	3 1	全		
余白		余白	余白				昭和63年法務 の規定により移 平成14年4月		
余白		余白			1 3 1 7	6 2	③錯誤 [令和1年10]	月25日)	

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項			
1	所有権移転	昭和24年11月24日 第6766号	原因 昭和24年11月18日売買 所有者 布 施 市 順位1番の登記を移記			
	余自	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年4月17日			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月29日 大阪法務局東大阪支局

登記官

山田和

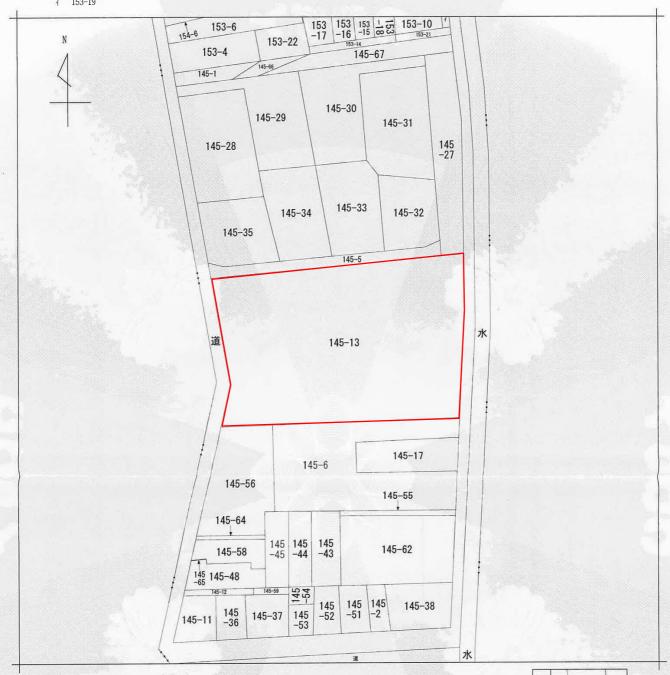
小阴杨秋局 東小阴南局 登記官以至

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D27940 (1/2)

1/1

√ 153–19



(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の機略を記載した図面です。

地番区域見出 菱屋西 2丁目

請求	所 在	東大阪市菱屋西二丁目						地 番	145番13		
出力紹尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準一	ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 年月	成 目				備 付 年月日 (原図)				補記事項		1 1

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

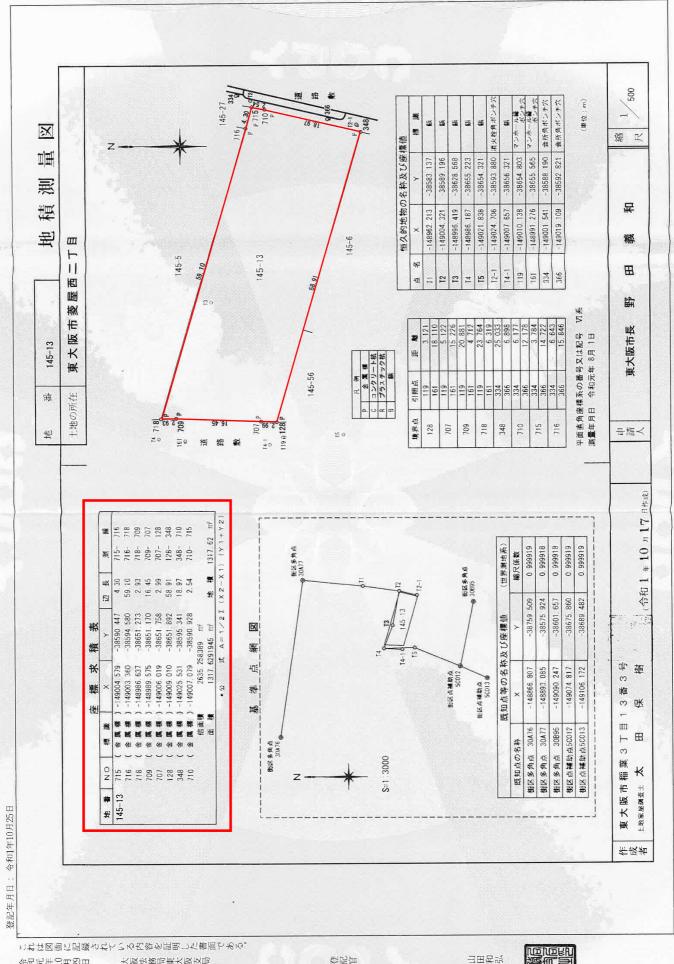
令和元年10月29日 大阪法務局東大阪支局 登記官

請求番号:49-1

(1/1)

山田和弘





請求番号: 49-2

母記官

大阪法務局東大阪文局

令和元年い月の日

公用

